



瀬棚町ではクリーンな環境づくりを目指し、町民や事業者の皆さんのご協力のもとさまざまな対策を進めています。そんな中、「ゴミの不法投棄」が今、大きな問題となっています。今回の広報では、町内で発見されたゴミ不法投棄の現状をお知らせするとともに、町民の皆さんとともにこのゴミ問題について考えていきたいと思えます。

特集

キレイな瀬棚が好きなのに

町内各地で見つかる
不法投棄の現状

皆さんご存知のとおり、現在、瀬棚町では「瀬棚町クリーンな環境づくりに関する条例」を制定し、この豊かな自然を守り、皆さんが健康で快適な生活ができるよう、町、町民、事業者が連携しながらクリーンな環境づくりを進めています。

こうした環境づくりの一環として、観光シーズンを前に4月20日の「春の清掃の日」と合わせて、町内の各団体が協力し海岸線や漁港などの清掃を行いました。そのとき集めたゴミは、なんと約9トンにものぼりましたが、すべて集めることができないうらい大量のゴミがまだ見られることから、改めて5月6日に、町内の現状について調査を行いました。（衛生組合連合会会長と町担当者による）

その結果、写真をご覧のとおり特に海岸沿いのゴミが大変な状況で、波で打ち上げられたゴミのほか、見るからに人為的に捨てられたゴミも多く、特に処理料金がかかる家電製品や廃タイヤといったゴミの不法投棄が多く見られました。

そして、4月20日のクリーンアップ作戦（注：春の清掃の日とあわせ、周辺に落ちているゴミを拾ってゴミステーションへ集め、それを町で回収する取り組み）では、ゴミの回収時にどう考えても家の周辺に落ちて



海岸ではテトラの中や釣り場などでの不法投棄が後をたたない



ゴミの野外焼却も後をたたない

いたとは思えないゴミも見られる状況で、海岸線の不法投棄とあわせ、ゴミに対する意識の問題とその対策についての必要性について再認識する結果となりました。

このほかにも、山菜採りに来て空き缶や弁当のカラなどのゴミを持ち帰らず、そのまま牧草地や畑に捨てていく人たちもいるという話も聞いております。海岸もそうですが、このように自然を楽しむ場所に来て自然を汚していくような「心ない行為」が町内の各所で発見されている状況です。

不法投棄・野外焼却は法律で罰せられます

不法投棄

罰則：5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはこれの併科など

野外焼却（野焼き）

処理基準に満たない焼却設備（近隣では衛生センターの焼却施設のみが基準をクリアしている状況）を用いないで廃棄物を焼却する行為で地面に穴を掘っての焼却、ドラム缶での焼却、薪ストーブでの焼却など

罰則：3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金、またはこれの併科など

また、家電リサイクル法により、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンを廃棄する場合は、リサイクル料金のほかに、引き取り（運搬）が必要です。金額は各電器店など取扱い業者へお問い合わせください。（違反した場合は罰則があります）



クリーン作戦とあわせて行われた海岸清掃で集まったゴミの一部。タイヤやドラム缶が多く見られる



衛生組合連合会総会ではこうした現状について対策を検討



海岸清掃では何台もの冷蔵庫が回収された

積極的な取り組みを

5月12日に開催された「衛生組合連合会総会」では、先ほどご紹介した不法投棄などの調査結果について報告が行われ、会議の中でもさまざまな意見交換がされました。こうした状況を踏まえ、衛生組合連合会としても今後、定期的に会合を開き情報交換しながら対策について検討していくほか、秋の清掃の日とあわせて、各団体やボランティアによる清掃についても検討していくことになりました。特に海岸線のゴミ問題については、町としても今年度の緊急雇用対策事業の一つとして、海岸の清掃事業を計画しているところです。

このほかにも、クリーンな環境づくり推進員（名前を別に表示）を配置し、定期的に不法投棄などのパトロールを行っています。不法投棄などの情報がありましたら、このクリーンな環境づくり推進員のほか、役場総務町民課生活安全係まで情報をお寄せください。

また、6月2日には元浦1・2・3区が合同で、ゴミの分別についての講習会を開催しており、こうしたゴミの資源化や減量化に向けての積極的な取り組みというものが、今後よりクリーンな環境づくりに対して大切なものになってきます。



ゴミの資源化についての講習会を元浦1・2・3区が合同で開催

町民の皆さんと 行政が一体となって

皆さんは、こうした現状をご覧になってどう思われたでしょうか。

不法投棄やポイ捨てされたゴミは、町のイメージや景観を損ねるだけでなく、豊かな自然環境を破壊し、私たちの生活環境にも重大な影響を与えます。また、心ない人たちによって不法投棄されたゴミを回収するために多くの費用（税金）とボランティアなど、多くの皆さんの労力が費やされています。

捨てている人は「分別が面倒だから山（海岸）に捨ててしまえ」、「誰かが捨てているから、自分もここに捨ててしまえ」、「ここなら見えないからゴミを捨ててもいいだろう」、「自分の土地だから自由に捨ててもいいだろう」などという気持ちで平

気でゴミを捨てているのでしょうか。

物が豊かになり、心のゆとりを求める現代、何か大切なものが失われているような気がします。

瀬棚町ではクリーンな環境づくりを目指し、まちづくりを進めていますが、町民の皆さんと行政が一体となって取り組んでいかなければ、こうした目標までの道のりが険しいものになっていきます。

当然、町外から訪れる観光客などに対する呼びかけや注意も必要となりますが、まずは個人個人の取り組みやゴミに対する認識を少しずつ積み重ねることで、この豊かな自然を守ることにつながるのではないのでしょうか。

不法投棄の情報はこちらまで

町では、皆さんが安全で快適な生活がおくれるように、ゴミの不法投棄などを未然に防止するため、クリーンな環境づくり推進員を委嘱し、ゴミの不法投棄の監視と町内の環境衛生の監視を行っています。不法投棄などを見つけた場合は推進委員または役場総務町民課までご連絡ください。

クリーンな環境づくり推進員

安藤勝雄さん（本町4区）

安藤重一さん（本町10区）

山本政治さん（北島歌1区）

役場総務町民課生活安全係

担当：中野・山下 ☎7-3311